

平成17年(2005年)8月19日

姫路市長 様

姫路市個人情報保護審議会
会 長 菅 尾 英 文

目的外の利用及び提供並びに本人通知に関する意見について (答申)

平成17年7月7日付個人情報保護審議会付議申請書により諮問のあった標記のことについては、本人の同意を条件として認めます。

なお、理由等は、下記のとおりです。

記

理由等

現在、姫路市長(以下「実施機関」という。)は、視覚障害者等のうち、希望した者に対して市広報紙(点字版・カセットテープ版。以下「点字版等広報ひめじ」という。)を発送しています。しかし、点字版等広報ひめじにおいて、公職選挙法が適用される選挙や憲法に定めている住民投票、国民投票その他の投票に関し提供されている情報は、候補者名や日程など限られています。このため、姫路市選挙管理委員会及び兵庫県選挙管理委員会(以下「各選挙管理委員会」という。)が、視覚障害者に対して直接、選挙等に関する多様な情報を提供することは、憲法によって保障されている基本的人権のひとつである参政権をこれらの者が円滑に行使するために非常に有益であり、公益上必要であると解されます。

しかしながら、点字版等広報ひめじの発送対象者が視覚障害者の全員ではなく、その発送を希望した者に限られていることからすれば、各選挙管理委員会からの配付物についても、本人の意思を重視すべきであると解されます。

したがって、実施機関においては、点字版等広報ひめじを送付する機会を利用するなど、本人の同意を得た上で、点字版等広報ひめじの発送対象者の氏名及び住所について目的外の利用及び提供を行う必要があると考えます。

なお、「視覚障害者」という情報は、個人情報の中でも、センシティブ情報といわれ、特に適正な取扱いを必要とするものですので、実施機関においては、各選挙管理委員会に点字版等広報ひめじの発送対象者一覧を提供する際には、その旨を認識させてください。